

地域協議会に代わる組織

(別紙) 現在の規定と条例案 【対照表】

		現規定	『石狩市厚田地域協議会及び浜益地域協議会条例』案							
設置及び構成員	地方自治法	第二百二条の五 地域自治区に、地域協議会を置く。 2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。 3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 4 地域協議会の構成員の任期は、四年以内において 条例で定める 期間とする。 5 第二百三条の二第一項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。	(設置) 第1条 合併（平成17年10月1日の合併をいう。）後、本市の一体的発展を共に担ってきた厚田区地域協議会及び浜益区地域協議会の役割及び機能を継承する組織として、厚田地域（町名に「厚田」を含む地域をいう。以下同じ。）及び浜益地域（町名に「浜益」を含む地域をいう。以下同じ。）に、それぞれ地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。 (名称及び所管地域) 第2条 協議会の名称及び所管地域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>所管地域</th></tr><tr><td>厚田地域協議会</td><td>厚田地域</td></tr><tr><td>浜益地域協議会</td><td>浜益地域</td></tr></table>	名称	所管地域	厚田地域協議会	厚田地域	浜益地域協議会	浜益地域	(組織) 第4条 各協議会は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。 2 委員は、各協議会ごとに、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。 (1) その所管地域内に住所を有し、公募に応じた者 (2) その所管地域内の町内会、自治会等の地縁による団体が推薦する者 (3) その所管地域内の農業、漁業、商工業等に係る産業経済団体その他の公共的団体等が推薦する者（前号に該当する者を除く。） 3 市長は、前項の規定による委員の委嘱に当たっては、委員の構成が、各協議会ごとにその所管地域の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。
	名称	所管地域								
厚田地域協議会	厚田地域									
浜益地域協議会	浜益地域									
合併協議書	(地域協議会) 第6条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第202条の5に規定する地域協議会は、当該区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるものにつき、石狩市長が住民の多様な意見が適切に反映されるように配慮して選任する15人以内の委員をもって組織する。 (1) 公共的団体が推薦する者 (2) 識見を有する者 (3) 公募に応じた者 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任を妨げない。 4 委員の報酬については、 石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年石狩市条例第4号）の定めるところにより支給する。									
会長及び副会長	地方自治法	第二百二条の六 地域協議会に、会長及び副会長を置く。 2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、 条例で定める 。 3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。 4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。 5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。	(会長及び副会長) 第5条 各協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 5 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、協議会における出席委員の過半数の議決に基づいてこれを解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。 (2) 職務上の義務違反があったとき。							
	合併協議書	(地域協議会の会長及び副会長) 第7条 地域協議会に会長及び副会長を1人置く。 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。 3 会長、副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決に基づいて解任することができる。 (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。 (2) 職務上の義務違反があったとき。								
役割・権限	地方自治法	第二百二条の七 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。 一 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 二 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項 三 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 2 市町村長は、 条例で定める市町村の施策に関する重要事項 であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。 3 市町村長その他の市町村の機関は、前二項の意見を勧案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。	(役割) 第3条 各協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関から諮問されたものについて答申し、又は各協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他の市の機関に対し意見を述べ、若しくは要望することができる。 (1) その所管地域内に係る施策及び事業に関する事項 (2) 市が行うその所管地域に係る事務に関する事項 (3) その所管地域内の住民との連携強化に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 市長は、次に掲げる事項であつて、各協議会のその所管地域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、その協議会の意見を聴かなければならない。 (1) 過疎地域持続的発展市町村計画に関する事項 (2) 地域振興のための基金の活用に関する事項 3 市長その他の市の機関は、第1項の規定による答申又は意見若しくは要望又は前項の意見を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。							
	合併協議書	(地域協議会の審議事項) 第8条 自治法第202条の7第2項に規定する市町村の施策に関する重要事項とは、次に掲げる事項とする。 (1) 新市建設計画に関する事項 (2) 過疎地域自立促進市町村計画に関する事項 (3) 地域振興のための基金の活用に関する事項								

地域協議会に代わる組織

会議 庶務 委任	地方自治法	第二百二条の八 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、 条例で定める。		(会議) 第6条 各協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度、それぞれその会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。この場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。 4 前項の場合において、可否同数のときは、会長が決する。 5 会議は、原則として、これを公開する。
	合併協議書	(地域協議会の会議) 第9条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。 5 会議は、原則として公開とする。 (地域協議会の庶務) 第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理する。 (委任) 第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。		(庶務) 第7条 協議会の庶務は、厚田地域協議会にあつては厚田支所地域振興課、浜益地域協議会にあつては浜益支所地域振興課において行う。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
				附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。 (石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 3 石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。 (改正前－改正後表⇒条例案を参照)